

○宮崎県環境影響評価専門委員会 議事概要

- (日 時) 令和4年3月11日(金) 14時～15時30分
(場 所) 県防災庁舎6階研修室1～3
(出席者) 環境影響評価専門委員会委員 10名(10名中) ※3名はオンライン参加
事業予定者側 8名 ※4名はオンライン参加
事務局 5名

当委員会は、令和4年1月24日付けで、「国道10号 住吉道路(都市計画道路 住吉通線)」の環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見について、知事から諮問を受けた。知事への答申を作成するため、以下のとおり委員会を開催した。

1 開会

2 議事

「国道10号 住吉道路(都市計画道路 住吉通線)」の環境影響評価準備書に関する審議

- (1) 事業概要、住民意見に対する見解について事業予定者側からの説明
- (2) 各委員の事前質疑・意見に対する見解について事業予定者側からの説明
- (3) 質疑応答
主な意見、質疑は以下のとおり。

(会長)

準備書に対して意見・質疑がある委員は発言をお願いしたい。

(A 委員)

- ・ 遮音壁を設置するとの説明があったが、説明資料に「仮囲い等の設置(防音シート)を行います。」と記載されている。両者の違いは何か。
→ 遮音壁は、自動車の走行時における対策である。
他方、防音シートは工事中の対策であり、建設機械の稼働音を抑制する環境保全措置を目的としている。(事業予定者)
- ・ 騒音について、周辺住民からの意見も出ているため、工事中、供用後ともに、騒音を抑制する適切な処置を行っていただきたい。
→ 了解した。(事業予定者)

(B 委員)

- ・ フクロウの繁殖が確認された箇所が3箇所あると記載されているが、「確認範囲は改変区域と反対側の丘陵面」と説明されたように、いずれの3箇所も尾根を挟んでいるということか。
→ 今回、フクロウの繁殖が確認された場所は、それぞれ別の3箇所である。
いずれの3箇所も、尾根を挟むとの理解で問題ない。(事業予定者)

(会長)

その他に、意見・質疑がある委員は発言をお願いしたい。

(C委員)

- ・ 環境保全措置に挙げている「散水」は、基準値を超えた場合にのみ実施されるのか、あるいは広く適応される対策となるのか。
→基準値の超過如何にかかわらず、広く適応される環境保全措置として実施する。
- ・ 遮音壁の設置箇所について、道路に近接した住居等がある場所に設置すると思うが、その場合、例えば日照の問題も生じる可能性が考えられるため、透明の遮音壁を検討するなど配慮していただきたい。

また、遮音壁を設置する場合、低い周波数帯だと騒音低減効果が十分発揮されず、設置効果が想定を下回る事態も想定されるため、設計段階では十分留意していただきたい。

→ 了解した。(事業予定者)

(D委員) ※ 質疑等なし

(E委員) ※ 質疑等なし

(F委員) ※ 質疑等なし

(G委員) ※ 質疑等なし

(H委員) ※ 質疑等なし

(I委員) ※ 質疑等なし

(J委員) ※ 質疑等なし

(4) 委員協議

質疑応答を踏まえ、委員による協議が行われた結果、以下のとおり答申の内容をまとめることで合意が得られた。

ア 答申の素案を事務局が作成し、事務局から各委員に素案を提示する。

イ 最終的な細かい表現等の調整は、会長及び事務局に一任する。

4 閉会